

第 1 4 0 5 号

甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所
 甲府市丸の内一丁目18番1号
 発行人 甲府市
 毎月5日発行
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

目 次

[条 例]

甲府市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例……………3
 甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例……………6
 甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例……………7
 甲府市市税条例等の一部を改正する条例……………10
 甲府市悠遊館条例の一部を改正する条例……………21
 甲府市リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例……………22

[規 則]

甲府市契約規則の一部を改正する規則……………25
 甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………26

[告 示]

指定介護予防通所介護相当サービス事業者の指定公示……………29
 開発行為に関する工事の完了公告……………30
 差押調書（謄本）公示送達……………31
 自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し保管した旨の告示（2件）……………32
 開発行為に関する工事の完了公告（2件）……………34
 都市計画変更案の縦覧公告……………36
 入札告示（2件）……………37
 開発行為に関する工事の完了公告……………43
 農用地利用集積計画を定めた旨の公告……………44
 国民健康保険料納入通知書公示送達……………45
 差押調書（謄本）公示送達……………46
 地縁による団体の告示された事項に係る変更告示……………47
 差押調書（謄本）公示送達……………48
 入札告示……………49
 市民税・県民税税額決定兼納税通知書公示送達……………52

| | | | |
|------------------------------|----|--|-----|
| 国民健康保険被保険者証無効告示 | 53 | 指定地域密着型サービス事業者の廃止公示 | 92 |
| 開発行為に関する工事の完了公告（2件） | 54 | 〔 教育委員会 〕 | |
| 甲府市告示第294号の内容を訂正する告示 | 56 | 甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則 | 93 |
| 甲府市告示第295号の内容を訂正する告示 | 57 | プロポーザル方式に係る手続き開始の公告（2件） | 94 |
| 開発行為に関する工事の完了公告 | 58 | 〔選挙管理委員会〕 | |
| 住民票を職権消除した者の公示 | 59 | 甲府市公職選挙管理執行規程の一部を改正する規程 | 98 |
| 配当計算書（謄本）・充当通知書公示送達 | 60 | 甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程 | 99 |
| 甲府都市計画事業甲府駅周辺土地区画整理事業計画の縦覧公告 | 61 | 選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示 | 100 |
| 平成28年度補正予算の公表 | 62 | 〔 農業委員会 〕 | |
| 差押調書（謄本）公示送達 | 63 | 甲府市農業委員会9月定例総会招集公告 | 101 |
| 介護保険被保険者証無効告示 | 64 | 〔 上下水道局 〕 | |
| 道路区域の変更告示 | 65 | 入札告示 | 102 |
| 道路の供用開始告示 | 66 | 指定給水装置工事事業者の廃止告示 | 105 |
| 道路区域の変更告示 | 67 | 指定給水装置工事事業者の休止の届出があった旨の告示 | 106 |
| 道路の供用開始告示 | 68 | 入札告示（7件） | 107 |
| 配当計算書（謄本）・充当通知書公示送達 | 69 | 〔 任免辞令 〕 | |
| 入札告示（3件） | 70 | 市長事務部局 | 126 |
| 配当計算書（謄本）・充当通知書公示送達 | 78 | | |
| 差押調書（謄本）公示送達 | 79 | | |
| 入札告示 | 80 | | |
| 公の施設に係る指定管理者を公募する旨の告示 | 83 | | |
| 差押調書（謄本）公示送達 | 84 | | |
| 配当計算書（謄本）・充当通知書公示送達 | 85 | | |
| 差押調書（謄本）公示送達 | 86 | | |
| 配当計算書（謄本）・充当通知書公示送達 | 87 | | |
| 人事行政運営状況の公表 | 88 | | |
| 予防接種実施公告（2件） | 89 | | |

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

条例

甲府市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例をここに公布する。

平成28年9月23日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第36号

甲府市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適切な管理及び活用の促進に関し必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全を図るとともに、空家等の活用を促進し、もって地域の活力の向上による魅力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内にある建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (2) 特定空家等 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。
- (3) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。
- (4) 市民等 本市に居住し、勤務し、通学し、又は滞在する者をいう。

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、空家等の適切な管理及び活用に努めなければならない。

2 所有者等は、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、空家等の適切な管理及び活用の促進を図るため、必要な施策を実施しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、適切な管理が行われていない空家等が生活環境に及ぼす影響について理解を深めるとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民等は、特定空家等があると認めるときは、速やかにその情報を市に提供するよう努めるものとする。

(空家等対策計画の策定)

第6条 市長は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、法第6条の規定に基づき、空家等対策計画を定めるものとする。

(空家等対策協議会)

第7条 市に、法第7条第1項の規定に基づき、甲府市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、法第7条第1項に定める協議のほか、次に掲げる事項について協議するものとする。

(1) 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断に関すること。

(2) 法第14条に規定する措置に関すること。

(3) その他空家等の適切な管理及び活用の促進に関し市長が必要と認める事項

3 協議会は、委員20人以内で組織する。

4 委員は、法第7条第2項に規定する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第8条 市長は、法第13条の規定に基づく空家等及び空家等の跡地の活用等について、所有者等、市民等、空家等又は空家等の跡地の活用に関連する事業を営む者等と連携し、必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(緊急措置)

第9条 市長は、特定空家等の危険な状態が切迫し、かつ、市民等の生命、身体又は財産を保護するため緊急に危険を回避する必要があると認める場合は、当該特定空家等の所有者等の同意を得て、当該危険を回避するために必要な最低限度の措置（以下「緊急措置」という。）を講ずることができる。

2 前項に規定する場合において、当該特定空家等の所有者等を確知することができないときは、市長は、当該緊急措置を講じた後、速やかに当該措置に係る特定空家等の所在地及び措置の内容を告示するものとする。

3 市長は、緊急措置を講じた場合は、これに要した費用を、当該特定空家等の所有者等から徴収することができる。

(関係機関への協力要請)

第10条 市長は、この条例の施行のために必要があると認めるときは、必要な情報を提供して、警察、消防その他の関係行政機関に協力を要請することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表9の3の項の次に次の1項を加える。

| | | | |
|-----|----------|----|-----------|
| 9の4 | 空家等対策協議会 | 会長 | 日額 8,900円 |
| | | 委員 | 日額 8,200円 |

甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年9月23日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第37号

甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年3月条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,300円」を「1万5,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第8条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

第11条中「510円48銭」を「525円6銭」に、「30万1,875円」を「31万500円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年9月23日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第38号

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

第4条の2 私立幼稚園の設置者は、別表第1の8の項の右欄に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うことができる。

別表第1中8の項を11の項とし、7の項の次に次のように加える。

| | |
|-------|------------------------------------|
| 8 市長 | 私立幼稚園就園奨励費に関する事務であって規則で定めるもの |
| 9 市長 | 保育所利用者負担額の減額又は免除に関する事務であって規則で定めるもの |
| 10 市長 | 不妊治療費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの |

別表第2の1の項中「児童扶養手当の支給に関する情報」の次に「（以下「児童扶養手当関係情報」という。）」を、「自立支援給付の支給に関する情報」の次に「（以下「自立支援給付関係情報」という。）」を、「中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報」の次に「（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」とい

う。)」を加え、同表の7の項中「知的障害者に関する情報」の次に「(以下「障害者関係情報」という。)」を加え、同表中18の項を21の項とし、8の項から17の項までを3項ずつ繰り下げ、7の項の次に次のように加える。

| | | |
|------|------------------------------------|---|
| 8 市長 | 私立幼稚園就園奨励費に関する事務であって規則で定めるもの | 児童福祉法による障害児入所支援若しくは同法第27条第1項第3号の措置に関する情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 生活保護関係情報、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| 9 市長 | 保育所利用者負担額の減額又は免除に関する事務であって規則で定めるもの | 児童福祉法による障害児入所支援若しくは同法第27条第1項第3号の措置に関する情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、 |

| | | |
|-------|-----------------------------|---|
| | | 住民票関係情報又は自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 生活保護関係情報、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| 10 市長 | 不妊治療費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの |

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

甲府市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 9 月 23 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 39 号

甲府市市税条例等の一部を改正する条例

(甲府市市税条例の一部改正)

第 1 条 甲府市市税条例(昭和 25 年 8 月条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条各号列記以外の部分中「、第 32 条の 9 第 1 項」及び「、第 32 条の 9 の 6 第 1 項」を削り、「及び第 2 号」を「、第 2 号及び第 5 号」に、「当該各号」を「第 1 号から第 4 号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第 5 号及び第 6 号に定める日までの期間」を加え、同条第 1 号中「、第 32 条の 9 第 1 項」及び「、第 32 条の 9 の 6 第 1 項」を削り、同条第 2 号中「第 32 条の 10 第 1 項の申告書(法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の規定による申告書に限る。)、」を削り、同条第 3 号中「第 32 条の 10 第 1 項の申告書(法第 321 条の 8 第 2 項及び第 23 項の申告書を除く。)、」を削り、同条に次の 2 号を加える。

(5) 第 32 条の 10 第 1 項の申告書(法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から 1 月を経過する日

(6) 第 32 条の 10 第 1 項の申告書(法第 321 条の 8 第 2 項及び第 23 項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から 1 月を経過する日

第 31 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(個人の市民税の納期前の納付)

第 31 条の 3 個人の市民税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち

到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を併せて納付することができる。

第32条を次のように改める。

(普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)

第32条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定により閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合には、すでに第28条第1号ただし書若しくは第2号又は第29条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分（以下この条において「不足税額」という。）を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第31条の各納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項及び第4項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。）を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。）をしたことに基因して、第31条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更

し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から同項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第31条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第32条の10第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「申告を」を「申告書を」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、か

つ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

第32条の11第1項中「法第321条の11の規定による法人の市民税に係る更正又は決定の通知」を「法第321条の12の規定に基づく納付の告知」に改め、同条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

- 4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する

申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第34条の11第1項中「及び第32条」を「から第32条まで」に改める。

附則第5条の2中第7項を第12項とし、第6項を第11項とし、第5項の次に次の5項を加える。

6 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する

市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第17条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第17条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第27条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

附則第26条の6を削る。

附則第26条の5第2項第1号中「附則第26条の5第1項」を「附則第26条の6第1項」に改め、同項第2号中「、附則第19条第1項、附則第19条の3第1項及び附則第19条の3の2第1項」を「並びに附則第19条第1項、第19条の3第1項及び第19条の3の2第1項」に、「附則第26条の5第1項」を「附則第26条の6第1項」に改め、同項第3号中「附則第26条の5第1項」を「附則第26条の6第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第26条の5第1項」を「附則第26条の6第1項」に改め、同条第3項中「第26条の2及び」を「同条及び」に改め、同条第5項第1号中「附則第26条の5第3項」を「附則第26条の6第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第19条第1項、附則第19条の3第1項及び附則第19条の3の2第1項」を「並びに附則第19条第1項、第19条の3第1項及び第19条の3の2第1項」に、「附則第26条の5第3項」を「附則第26条の6第3項後段」に改め、「、第27条の8第1項中「第26条の2第4項」とあるのは「附則第26条の5第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第26条の5第3項」を「附則第26条の6第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46

号)」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第26条の5第3項」を「附則第26条の6第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第26条の5第3項」を「附則第26条の6第3項前段」に改め、同条を附則第26条の6とし、附則第26条の4の次に次の1条を加える。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第26条の5 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第26条の2及び第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第27条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第27条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第26条の5第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8第1項並びに附則第19条第1項、第19条の3第1項及び第19条の3の2第1項の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第26条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項並びに附則第19条第1項、第19条の3第1項及び第19条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第26条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得

割の額及び附則第26条の5第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第26条の5第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第16条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第26条の5第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第26条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第26条の2第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1

号の規定により読み替えられた第27条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第29条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第29条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第27条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第26条の5第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8第1項並びに附則第19条第1項、第19条の3第1項及び第19条の3の2第1項の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第26条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項並びに附則第19条第1項、第19条の3第1項及び第19条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第26条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第26条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第26条の5第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。)に規

定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

- (4) 附則第16条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第26条の5第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第26条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(甲府市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 甲府市市税条例の一部を改正する条例（平成27年6月条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項中「、新条例」を「、甲府市市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第15条第3号の項中「第32条の10第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中甲府市市税条例附則第5条の2の改正規定及び附則第3条の規定
公布の日
- (2) 第1条中甲府市市税条例附則第17条の改正規定及び次条第2項の規定
平成30年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の甲府市市税条例（以下「新条例」という。）

第32条第4項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第32条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

- 2 新条例附則第17条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 3 新条例附則第26条の5の規定は、施行日以後に支払を受けるべき外国居住者

等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

- 4 新条例第32条の10第5項及び第32条の11第4項の規定は、施行日以後に新条例第32条の10第3項又は第32条の11第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第5条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第5条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第5条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第5条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第5条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

甲府市悠遊館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年9月23日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第40号

甲府市悠遊館条例の一部を改正する条例

甲府市悠遊館条例（平成6年7月条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

| | |
|-------|---------------|
| 住吉悠遊館 | 甲府市住吉一丁目3番13号 |
|-------|---------------|

別表に次のように加える。

| | |
|-------|------------------------|
| 住吉悠遊館 | 会議室第1、会議室第2、小会議室、料理実習室 |
|-------|------------------------|

附 則

この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

甲府市リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 9 月 23 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 41 号

甲府市リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例

甲府市リサイクルプラザ条例（平成 9 年 3 月条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「中核施設として」の次に「、並びに市民相互のふれあいと交流の場を提供し、及び市民の健康増進を図るための施設として」を加える。

第 4 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 市民の健康増進に関すること。

第 6 条第 1 号中「、第 6 号及び第 7 号」を「及び第 6 号から第 8 号まで」に改める。

第 12 条中「特別な理由があると認めるときは」を「市長が別に定めるところにより」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条、第 10 条関係）

| 施設区分 | 利用時間 | 利用料金 | | | |
|------|---------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| | | 市内及び笛吹市石和町内に居住する者 | | その他の者 | |
| | | 一般 | 小・中学生 | 一般 | 小・中学生 |
| プール | 午前 9 時 30 分から 午後 8 時 30 分まで | 400 円 回数利用 券（400 円券 6 枚 | 100 円 回数利用 券（100 円券 6 枚 | 800 円 回数利用 券（800 円券 6 枚 | 200 円 回数利用 券（200 円券 6 枚 |
| 浴室 | 午前 10 時 00 分から 午後 4 時 30 分まで | | | | |

| | | | | | |
|------------------|----------------------------|--------------------------|------------------------|--------------------------|--------------------------|
| トレーニング室 | 午前 9 時00分から 午後 8 時30分まで | 綴) 2,000 円 | 綴) 500 円 | 綴) 4,000 円 | 綴) 1,000 円 |
| 体育館（再生品頒布室） | 午前 9 時30分から 午後 0 時30分まで | 各時間帯とも 1 室 1,000 円 | 各時間帯とも 1 室 500 円 | 各時間帯とも 1 室 2,000 円 | 各時間帯とも 1 室 1,000 円 |
| | 午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで | | | | |
| | 午後 5 時30分から 午後 8 時30分まで | | | | |
| 和室 1（リサイクルセミナー室） | 午前 9 時30分から 午後 0 時30分まで | 各時間帯とも 1 室 200 円 | | 各時間帯とも 1 室 400 円 | |
| | 午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで | | | | |
| | 午後 5 時30分から 午後 8 時30分まで | | | | |
| 和室 2（リサイクルセミナー室） | 午前 9 時30分から 午後 0 時30分まで | 各時間帯とも 1 室 200 円 | | 各時間帯とも 1 室 400 円 | |
| | 午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで | | | | |
| | 午後 5 時30分から 午後 8 時30分まで | | | | |
| 会議室（環境セミナー室） | 午前 9 時30分から 午後 0 時30分まで | 各時間帯とも 1 室 200 円 | | 各時間帯とも 1 室 400 円 | |
| | 午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで | | | | |
| | 午後 5 時30分から 午後 8 時30分まで | | | | |
| 図書コーナー | 午前 9 時00分から 午後 8 時30分まで | 無料 | | | |
| 展示コーナー | 午前 9 時00分から 午後 8 時30分まで | | | | |

| | | |
|------------|----------------------------|--|
| なでしこ工 房 | 午前 9 時00分から 午後 4 時00分まで | |
|------------|----------------------------|--|

附 則

- 1 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用する。

規則

甲府市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月1日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第41号

甲府市契約規則の一部を改正する規則

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）の一部を次のように改正する。

第77条中「、労働者災害補償保険料及び保証料」を「及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の甲府市契約規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 9 月 30 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 42 号

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成 27 年 12 月規則第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 項中「別表第 1 第 8 項」を「別表第 1 第 11 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 7 項の次に次の 3 項を加える。

- 8 条例別表第 1 第 8 項の規則で定める事務は、入園料及び保育料を減免する私立幼稚園の設置者に対する私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務とする。
- 9 条例別表第 1 第 9 項の規則で定める事務は、甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成 27 年 3 月条例第 3 号）の規定による利用者負担額の減額又は免除に関する事務とする。
- 10 条例別表第 1 第 10 項の規則で定める事務は、不妊治療を行っている夫婦に対する治療費用の助成に関する事務とする。

第 3 条第 2 項第 29 号中「支援給付の支給の実施に関する情報」の次に「（以下「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」という。）」を加える。

第 9 条の次に次の 3 条を加える。

第 9 条の 2 条例別表第 2 第 8 項の規則で定める事務は、第 2 条第 8 項に掲げる事

務とする。

2 条例別表第2第8項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子ども（以下「小学校就学前子ども」という。）又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費又は同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報
- (2) 小学校就学前子どもの保護者若しくは扶養義務者又はその世帯員に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
- (3) 小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
- (4) 小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報
- (5) 小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費又は同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報
- (6) 小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報
- (7) 小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報
- (8) 小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
- (9) 小学校就学前子どもを監護又は養育する者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
- (10) 小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

(11) 小学校就学前子どもの扶養義務者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

第9条の3 条例別表第2第9項の規則で定める事務は、第2条第9項に掲げる事務とする。

2 条例別表第2第9項の規則で定める情報は、前条第2項各号に掲げる情報とする。

第9条の4 条例別表第2第10項の規則で定める事務は、第2条第10項に掲げる事務とする。

2 条例別表第2第10項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 前項の事務に係る助成を受けようとする者に係る生活保護実施関係情報

(2) 前項の事務に係る助成を受けようとする者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

(3) 前項の事務に係る助成を受けようとする者に係る市町村民税に関する情報

(4) 前項の事務に係る助成を受けようとする者に係る住民票関係情報

第10条中「別表第2第8項」を「別表第2第11項」に改める。

第11条中「別表第2第9項」を「別表第2第12項」に改める。

第12条中「別表第2第10項」を「別表第2第13項」に改める。

第13条中「別表第2第11項」を「別表第2第14項」に改める。

第14条中「別表第2第12項」を「別表第2第15項」に改める。

第15条中「別表第2第13項」を「別表第2第16項」に改める。

第16条中「別表第2第14項」を「別表第2第17項」に改める。

第17条中「別表第2第15項」を「別表第2第18項」に改める。

第18条中「別表第2第16項」を「別表第2第19項」に改める。

第19条中「別表第2第17項」を「別表第2第20項」に改める。

第20条第1項中「別表第2第18項」を「別表第2第21項」に改め、同項第1号中「（平成24年法律第65号）」を削り、同条第2項中「別表第2第18項」を「別表第2第21項」に改める。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

告示

甲府市告示第394号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の規定に基づく指定介護予防通所介護相当サービス事業者として次の者を指定したので、甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第10の規定により公示する。

平成28年9月1日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970104624 |
| 2 | 事業所の名称 | デイサービスやすらぎの家 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市丸の内2丁目11番1号 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 山梨県大月市猿橋195番地 特定非営利活動法人生活介護支援くまちゃん 理事長 熊坂 貞子 |
| 5 | サービスの種類 | 介護予防通所介護相当サービス |
| 6 | 指 定 年 月 日 | 平成28年9月1日 |

甲府市告示第395号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成28年9月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市砂田町930番1
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市里吉二丁目5番18号
小松 文治

甲府市告示第396号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年9月2日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|------------------|------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書謄本 | 市民発第31835号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第397号

甲府市自転車等の放置の防止に関する条例（平成25年9月条例第24号）第11条第2項、第3項及び第12条第1項の規定により、自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し、保管したので、第12条第2項及び甲府市自転車駐車場条例施行規則（平成25年9月規則第28号）第7条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年9月2日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所
武田通り
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等
別紙のとおり
- 3 保管した日
平成28年8月29日（月）
- 4 返還の申出場所
市民部市民協働室消費生活課
交通安全係 電話番号 055-237-5303
- 5 保管場所
甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物
住所・氏名を確認できるもの・自転車等の鍵
撤去保管料（自転車1,000円・原動機付自転車2,000円）

甲府市告示第398号

甲府市自転車等の放置の防止に関する条例（平成25年9月条例第24号）第11条第2項、第3項及び第12条第1項の規定により、自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し、保管したので、第12条第2項及び甲府市自転車駐車場条例施行規則（平成25年9月規則第28号）第7条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年9月2日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所
郵便局前
吉野家裏
南口ロータリー
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等
別紙のとおり
- 3 保管した日
平成28年8月31日（水）
- 4 返還の申出場所
市民部市民協働室消費生活課
交通安全係 電話番号 055-237-5303
- 5 保管場所
甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物
住所・氏名を確認できるもの・自転車等の鍵
撤去保管料（自転車1, 000円・原動機付自転車2, 000円）

甲府市告示第399号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成28年9月5日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上町字年代940番2及び940番4
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市古関町741番地
田中 道代

甲府市告示第400号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成28年9月6日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市落合町字田通55番2、55番7、55番8、1273番2及び
1273番7
以上5筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市堀之内町770番地 MK堀之内202
初鹿 貴紀

甲府市告示第401号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり公告し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年9月6日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------------------|-------------------------------|
| 1 | 都市計画の種類 | 甲府都市計画道路 （3・4・18号 甲府駅南通り線） |
| 2 | 都市計画の変更に 係る土地の区域 | 縦覧に供する図書に明示する部分 |
| 3 | 縦覧場所 | 甲府市 建設部 まち開発室 都市計画課 |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成28年9月7日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

| | | | |
|--------|--------------------------------------|---------------------------------|--|
| 入札番号 | 合併（土木）11号 | | |
| 工事名 | ①歩道改良工事（市道 高畑西条線） ②下水道改良工事（H28-3） | | |
| 工事場所 | 甲府市国母三丁目地内 外 | | |
| 工事概要 | 1 | 工事内容 | ①・施工延長 L = 96.7 m ・側溝工 L = 186.0 m ・縁石工 L = 159.0 m ・車道舗装工 A = 939.0 m ² ・歩道舗装工 A = 97.0 m ² ・区画線工 1式 ・付帯工 1式 ②・人孔鉄蓋調整取替工 8箇所 |
| | 2 | 工期 | 平成29年3月17日まで |
| | 3 | 予定価格 （税込み） | 42,141,600円 |
| | 4 | 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務 | 適用 |
| 入札参加資格 | 1 | 本店所在地 | 甲府市内 |
| | 2 | 競争入札参加資格 | 土木一式 A又はB |
| | 3 | 同種工事施工実績 | 道路工事等。ただし、1件の工事請負額が、2,100万円以上の実績に限る。 元請として平成13年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。 |

| | | | |
|--------------|----|---------------|---|
| | 4 | 配置予定技術者の資格 | 入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績は求めません。) |
| 総合評価に関する事項 | 1 | 総合評価方式の種類 | 特別簡易型 I |
| | 2 | 加算点の満点 | 10 |
| | 3 | 評価の基準 | 総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による |
| 日程 | 1 | 入札説明書等配付開始日 | 平成28年9月7日 |
| | 2 | 入札説明書等配付締切日 | 平成28年9月16日 |
| | 3 | 申請書受付開始日 | 平成28年9月7日 |
| | 4 | 申請書受付締切日 | 平成28年9月16日 午後3時まで |
| | 5 | 入札参加資格確認結果通知日 | 平成28年9月26日 |
| | 6 | 設計図書配付開始日 | 平成28年9月7日 |
| | 7 | 設計図書配付締切日 | 平成28年9月27日 |
| | 8 | 設計図書に関する質問開始日 | 平成28年9月7日 |
| | 9 | 設計図書に関する質問締切日 | 平成28年9月27日 |
| | 10 | 入札日時 | 平成28年10月5日 午前9時 |
| | 11 | 価格以外の評価点公表日 | 平成28年10月11日 |
| | 12 | 開札日時 | 平成28年10月17日 午前9時 |
| | 13 | 落札者決定日 | 平成28年10月18日 |
| 提出書類 | 1 | 参加申請時 | 入札説明書に記載 |
| | 2 | 入札時 | 入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事費内訳書 |
| 入札参加資格に対する説明 | 1 | 質問 | 平成28年9月30日 午後5時まで |
| | 2 | 回答 | 平成28年10月3日 |
| 価格以外の | 1 | 質問 | 平成28年10月13日まで |

| | | | |
|----------------|---|-------|-------------|
| 評価に関する照会 | 2 | 回答 | 平成28年10月14日 |
| 価格以外の評価を修正した場合 | | 公表 | 平成28年10月14日 |
| 入札の無効 | 入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札 | | |
| 入札保証金 | 免除 | | |
| 契約保証金 | 契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。 | | |
| 低入札価格調査制度 | 適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成28年7月1日改正）） | | |
| 支払条件 | 前金払 | 請求できる | |
| | 中間前金払 | 請求できる | |
| 問い合わせ先 | 甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124 | | |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成28年9月7日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

| | | | |
|--------|--------------|-----------------------------|---|
| 入札番号 | (土木) 149号 | | |
| 工事名 | 橋梁補修工事(28-1) | | |
| 工事場所 | 甲府市美咲二丁目地内 | | |
| 工事概要 | 1 | 工事内容 | 橋梁補修工 1橋 断面修復工 1橋 水切設置工 1橋 ひびわれ補修工 1橋 鋼桁塗替工 1橋 伸縮装置取替工 2箇所 あて板補修工 1橋 橋面防水工 1橋 支承補修工 4基 付帯工 1式 |
| | 2 | 工期 | 平成29年6月30日まで |
| | 3 | 予定価格 (税込み) | 40,446,000円 |
| | 4 | 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務 | 適用 |
| 入札参加資格 | 1 | 本店所在地 | 甲府市内 |
| | 2 | 競争入札参加資格 | 土木一式 A又はB |
| | 3 | 同種工事施工実績 | 河川工事等又は道路工事等。ただし、1件の工事請負額が、2,000万円以上の実績に限る。 元請として平成13年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。 |

| | | | |
|--------------|----|---------------|---|
| | 4 | 配置予定技術者の資格 | 入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績は求めません。) |
| 総合評価に関する事項 | 1 | 総合評価方式の種類 | 特別簡易型 I |
| | 2 | 加算点の満点 | 10 |
| | 3 | 評価の基準 | 総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による |
| 日程 | 1 | 入札説明書等配付開始日 | 平成28年9月7日 |
| | 2 | 入札説明書等配付締切日 | 平成28年9月16日 |
| | 3 | 申請書受付開始日 | 平成28年9月7日 |
| | 4 | 申請書受付締切日 | 平成28年9月16日 午後3時まで |
| | 5 | 入札参加資格確認結果通知日 | 平成28年9月26日 |
| | 6 | 設計図書配付開始日 | 平成28年9月7日 |
| | 7 | 設計図書配付締切日 | 平成28年9月27日 |
| | 8 | 設計図書に関する質問開始日 | 平成28年9月7日 |
| | 9 | 設計図書に関する質問締切日 | 平成28年9月27日 |
| | 10 | 入札日時 | 平成28年10月5日 午前9時10分 |
| | 11 | 価格以外の評価点公表日 | 平成28年10月11日 |
| | 12 | 開札日時 | 平成28年10月17日 午前9時10分 |
| | 13 | 落札者決定日 | 平成28年10月18日 |
| 提出書類 | 1 | 参加申請時 | 入札説明書に記載 |
| | 2 | 入札時 | 入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事費内訳書 |
| 入札参加資格に対する説明 | 1 | 質問 | 平成28年9月30日 午後5時まで |
| | 2 | 回答 | 平成28年10月3日 |
| 価格以外の | 1 | 質問 | 平成28年10月13日まで |

| | | | |
|----------------|---|-------|-------------|
| 評価に関する照会 | 2 | 回答 | 平成28年10月14日 |
| 価格以外の評価を修正した場合 | | 公表 | 平成28年10月14日 |
| 入札の無効 | 入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札 | | |
| 入札保証金 | 免除 | | |
| 契約保証金 | 契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。 | | |
| 低入札価格調査制度 | 適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成28年7月1日改正）） | | |
| 支払条件 | 前金払 | 請求できる | |
| | 中間前金払 | 請求できる | |
| 問い合わせ先 | 甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124 | | |

甲府市告示第404号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成28年9月7日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上町字年代304番1から304番6まで、306番1及び
306番11
以上8筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市城東一丁目3番8号
山本基礎工業株式会社
代表取締役 山本 武一

甲府市告示第405号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

平成28年9月7日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から2週間

甲府市告示第406号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成28年9月7日

甲府市長 樋口雄一

- | | | | |
|---|-------|--|-------------|
| 1 | 書類名 | 甲府市国民健康保険料納入通知書 | |
| 2 | 発送日 | 平成28年8月1日 | |
| 3 | 項目 | 平成28年度国民健康保険料2期～9期分 | |
| 4 | 納期限 | 平成28年8月31日 (納期限を平成28年9月30日に再指定) | |
| | | 平成28年9月30日 | 平成28年10月31日 |
| | | 平成28年11月30日 | 平成29年1月4日 |
| | | 平成29年1月31日 | 平成29年2月28日 |
| | | 平成29年3月31日 | |
| 5 | 納付場所 | 甲府市指定金融機関 甲府市収納代理金融機関 ゆうちょ銀行・郵便局 甲府市市民部収納管理室収納課 甲府市市民部市民総室国民健康保険課 窓口センター 甲府市指定コンビニエンスストア | |
| 6 | 納付義務者 | 別紙のとおり（11件） | |

甲府市告示第407号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年9月8日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|-------------|------------------|------------|
| 1 書類名 | 差押調書謄本 | 市民発第32006号 |
| 2 送達を受けるべき者 | （省略） | |
| 3 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第408号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年9月8日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 中村町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

| | 変 更 後 | 変 更 前 |
|------------|--------------|-------------|
| 代表者 氏 名 | 丸 茂 千 賀 子 | 坂 本 順 子 |
| 代表者 住 所 | 甲府市中村町11番18号 | 甲府市中村町4番15号 |

3 変更年月日 平成28年4月9日

甲府市告示第409号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年9月8日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|------------------|------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書謄本 | 市民発第31671号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成28年9月8日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|------------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第637号 |
| (2) 業務名称 | 甲府市市営住宅駐車場整備全体計画策定業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日の翌日から平成29年3月17日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における入札参加資格の認定において、「測量」と「建設コンサルタント」の両方に登録されており、過去5年以内に、上記の内のいずれかの業種に係る甲府市の業務を履行した実績を有する者であること。
- (3) 主任技術者は、技術士（総合技術監理部門又は建設部門）の資格を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事更生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (9) 市税の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成28年9月8日(木)～平成28年9月20日(火)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時
平成28年9月20日(火)については、午後3時まで
- (2) 配付場所 甲府市建設部建設総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
055-237-5797
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りではない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成28年9月8日(木)～平成28年9月20日(火)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時
平成28年9月20日(火)については、午後3時まで
- イ 場所 甲府市建設部建設総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
055-237-5797
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時 平成28年10月6日(木) 午前10時
- (2) 場所 甲府市役所本庁舎7階 会議室7-1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除

- (2) 契約保証金（契約金額の10／100）：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約保証人の要否：要
契約者に代って自ら業務の完成を保証する（業務の完成に必要な資格及び能力を有する）者であること。
- (4) 契約書作成の要否：要
- (5) 仕様説明会を行わない。
- (6) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第411号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成28年9月9日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------------|
| 1 | 書類名 | 平成28年度市民税・県民税 税額決定兼納税通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部課税管理室市民税課 |

甲府市告示第412号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

平成28年9月9日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所並びに被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成28年9月12日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市蓬沢一丁目38番1及び38番5から38番21まで
以上18筆
- 2 公共施設の種類、位置

| | |
|---------|-----------------|
| 公共施設の種類 | 道路、公園、ゴミ置場及び下水道 |
| 位置及び区域 | 別添図のとおり |

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市山宮町2925番地4
有限会社大建ホーム
代表取締役 島田 稔

甲府市告示第414号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成28年9月12日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市国母一丁目712番2、708番4及び708番5
以上3筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北杜市高根町清里3545番地6336
清水 邦彦
清水 洋子

平成28年6月30日付甲府市告示第294号の内容に係る訂正について、次のとおり告示する。

平成28年9月13日

甲府市長 樋口 雄一

1 内容

情報システム更新・運用業務（基幹業務系）プレゼンテーション審査等実施要領の規定に基づき、情報システム更新・運用業務（基幹業務系）業務仕様書（共通編）、情報システム更新・運用業務（基幹業務系）業務仕様書（共通編）別紙 運用要件一覧及び情報システム更新・運用業務（基幹業務系）業務仕様書（個別業務編）の内容を訂正する。

2 訂正内容

訂正箇所については、甲府市ホームページに公表し、加筆については赤字で示し、削除については履歴を残さず削除している。情報システム更新・運用業務（基幹業務系）業務仕様書（個別業務編）の番号については、甲府市告示第294号で告示した番号を「旧No. 欄」に表記し、本告示の番号を「No. 欄」に表記している。

3 事務局

甲府市役所 総務部 総務総室 情報課
山梨県甲府市丸の内1-18-1
TEL 055-237-5214

平成28年6月30日付甲府市告示第295号の内容に係る訂正について、次のとおり告示する。

平成28年9月13日

甲府市長 樋口 雄一

1 内容

情報システム更新・運用業務（内部情報系）プレゼンテーション審査等実施要領の規定に基づき、情報システム更新・運用業務（内部情報系）業務仕様書（共通編）及び情報システム更新・運用業務（内部情報系）業務仕様書（個別業務編）の内容を訂正する。

2 訂正内容

訂正箇所については、甲府市ホームページに公表し、加筆については赤字で示し、削除については履歴を残さず削除している。情報システム更新・運用業務（内部情報系）業務仕様書（個別業務編）の番号については、甲府市告示第295号で告示した番号を「旧No. 欄」に表記し、本告示の番号を「No. 欄」に表記している。

3 事務局

甲府市役所 総務部 総務総室 情報課
山梨県甲府市丸の内1-18-1
TEL 055-237-5214

甲府市告示第417号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成28年9月14日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上町字西河原1952番3、1952番4及び1956番1
以上3筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市堀之内町959番地 パークサイドUENO303
宮川知正

甲府市告示第418号

別紙の者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、住民票を消除したので、同条第4項の規定により公示する。

平成28年9月14日

甲府市長 樋口雄一

甲府市告示第419号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年9月15日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|------------------|------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 | 市民発第32188号 |
| | | 充当通知書 | 市民発第32189号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第420号

甲府都市計画事業甲府駅周辺土地区画整理事業の事業計画（第十回変更）を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第1項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、次のとおり公告する。

なお、当該事業計画の都市計画において定められた事項以外の事項について、意見のある利害関係者は、平成28年10月13日までに山梨県知事に意見書を提出することができる。

平成28年9月15日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 縦覧期間 平成28年9月16日から平成28年9月29日まで
(ただし、祝日は除く。)
- 2 縦覧時間 午前8時30分より午後5時15分まで
- 3 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市役所本庁舎8階
建設部まち開発室区画整理課

地方自治法第219条第2項の規定により、平成28年9月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

平成28年9月15日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 平成28年度甲府市一般会計補正予算（第2号）
- 2 平成28年度甲府市一般会計補正予算（第3号）
- 3 平成28年度甲府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 4 平成28年度甲府市土地区画整理事業用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）
- 5 平成28年度甲府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 平成28年度甲府市地方卸売市場事業会計補正予算（第2号）
- 7 平成28年度甲府市下水道事業会計補正予算（第1号）

平成28年9月15日 原案可決

甲府市告示第422号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国税徴収法（昭和34年4月20日法律 第147号）第54条の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年9月16日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 書類名 | 差押調書謄本 |
| 2 | 発送日 | 別紙のとおり |
| 3 | 返戻日 | 別紙のとおり |
| 4 | 通知者 | 別紙のとおり（2件） |
| 5 | 保管場所 | 甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市 市民部 市民総室 国民健康保険課 |

甲府市告示第423号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により告示する。

平成28年9月16日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号並びに住所及び氏名 別紙のとおり

甲府市告示第424号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成28年10月3日まで一般の縦覧に供する。

平成28年9月20日

甲府市長 樋口雄一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 420
- 3 路線名 天神前線
- 4 道路の区域

| 旧新の別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|------|--------------------|--------------|--------------|
| 旧 | 甲府市千塚四丁目3207番地先から | 3.4～ | 14.0 |
| | 甲府市千塚四丁目3208番1地先まで | 5.1 | |
| 新 | 甲府市千塚四丁目3207番地先から | 3.4～ | 14.0 |
| | 甲府市千塚四丁目3208番1地先まで | 8.1 | |

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 745
- 3 路線名 千塚五丁目1号線
- 4 道路の区域

| 旧新の別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|------|--------------------|--------------|--------------|
| 旧 | 甲府市千塚五丁目3025番2地先から | 4.2～ | 28.8 |
| | 甲府市千塚五丁目3032番1地先まで | 4.4 | |
| 新 | 甲府市千塚五丁目3025番2地先から | 4.2～ | 28.8 |
| | 甲府市千塚五丁目3032番1地先まで | 9.2 | |
| | 甲府市千塚五丁目3032番1地先から | 4.4～ | 12.4 |
| | 甲府市千塚五丁目3032番1地先まで | 16.6 | |

甲府市告示第425号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成28年10月3日まで一般の縦覧に供する。

平成28年9月20日

甲府市長 樋口雄一

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 延長 (メートル) | 供用開始の 年月日 |
|-------|------|---|--------------|----------------|
| 市道 | 天神前線 | 甲府市千塚四丁目 3207番地先から 甲府市千塚四丁目 3208番1地先まで | 14.0 | 平成28年 9月20日 |

甲府市告示第426号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成28年10月3日まで一般の縦覧に供する。

平成28年9月20日

甲府市長 樋口雄一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 238
- 3 路線名 相生本通り線
- 4 道路の区域

| 旧新の別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|------|--|---------------|---------------|
| 旧 | 甲府市中央四丁目380番1地先から 甲府市中央四丁目392番1地先まで | 10.9～ 11.3 | 70.2 |
| 新 | 甲府市中央四丁目380番1地先から 甲府市中央四丁目392番1地先まで | 11.3～ 31.3 | 70.2 |

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 676
- 3 路線名 大里国母線
- 4 道路の区域

| 旧新の別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|------|--|---------------|---------------|
| 旧 | 甲府市宮原町字岡田49番1地先から 甲府市宮原町字岡田49番4地先から | 4.2～ 4.4 | 29.0 |
| 新 | 甲府市宮原町字岡田49番1地先から 甲府市宮原町字岡田49番4地先から | 5.9～ 6.3 | 29.0 |

甲府市告示第427号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成28年10月3日まで一般の縦覧に供する。

平成28年9月20日

甲府市長 樋口雄一

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 延長 (メートル) | 供用開始の 年月日 |
|-------|-------|--|--------------|----------------|
| 市道 | 大里国母線 | 甲府市宮原町字岡田 49番1地先から 甲府市宮原町字岡田 49番4地先まで | 29.0 | 平成28年 9月20日 |

甲府市告示第428号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年9月20日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|------------------|------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 | 市民発第32165号 |
| | | 充当通知書 | 市民発第32166号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成28年9月21日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

| | | | |
|--------|-------------------|---------------------------------|--|
| 入札番号 | (土木) 156号 | | |
| 工事名 | 道路改良工事(市道 下積翠寺町線) | | |
| 工事場所 | 甲府市下積翠寺町地内 | | |
| 工事概要 | 1 | 工事内容 | 施工延長 L=51.1m 路側コンクリート擁壁工 L=11.7m 自由勾配側溝工 L=43.0m ガードパイプ工 L=53.5m コンクリートブロック積工 A=137.2m ² コンクリート舗装工 A=261.0m ² 付帯工 1式 |
| | 2 | 工期 | 平成29年3月17日まで |
| | 3 | 予定価格 (税込み) | 20,012,400円 |
| | 4 | 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務 | 適用 |
| 入札参加資格 | 1 | 本店所在地 | 甲府市内 |
| | 2 | 競争入札参加資格 | 土木一式 A又はB |
| | 3 | 同種工事施工実績 | 道路工事等。ただし、1件の工事請負額が1,000万円以上の実績に限る。 元請として平成13年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。 |
| | 4 | 配置予定技術者の資格 | 入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u> |
| 日程 | 1 | 入札説明書等配付開始日 | 平成28年9月21日 |

| | | | |
|--------------|---|---------------|-----------------------|
| | 2 | 入札説明書等配付締切日 | 平成28年10月3日 |
| | 3 | 申請書受付開始日 | 平成28年9月21日 |
| | 4 | 申請書受付締切日 | 平成28年10月3日 午後3時まで |
| | 5 | 入札参加資格確認結果通知日 | 平成28年10月7日 |
| | 6 | 設計図書配付開始日 | 平成28年9月21日 |
| | 7 | 設計図書配付締切日 | 平成28年10月11日 |
| | 8 | 設計図書に関する質問開始日 | 平成28年9月21日 |
| | 9 | 設計図書に関する質問締切日 | 平成28年10月11日 |
| | 10 | 入札及び開札日時 | 平成28年10月19日 午前9時 |
| 提出書類 | 1 | 参加申請時 | 入札説明書に記載 |
| | 2 | 入札時 | 入札参加資格確認通知書 工事費内訳書 |
| 入札参加資格に対する説明 | 1 | 質問 | 平成28年10月14日 午後5時まで |
| | 2 | 回答 | 平成28年10月17日 |
| 入札の無効 | 入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札 | | |
| 入札保証金 | 免除 | | |
| 契約保証金 | 契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。 | | |
| 低入札価格調査制度 | 適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成28年7月1日改正）） | | |
| 支払条件 | 前金払 | 請求できる | |
| | 中間前金払 | 請求できる | |
| 問い合わせ先 | 甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124 | | |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成28年9月21日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

| | | | |
|--------|--------------------|-----------------------------|---|
| 入札番号 | (土木) 157号 | | |
| 工事名 | 道路改良工事(市道 出張所前通り線) | | |
| 工事場所 | 甲府市宮原町地内 | | |
| 工事概要 | 1 | 工事内容 | 施工延長 L = 122.0 m 幅員 W = 8.2 m 自由勾配側溝工 L = 53.8 m 土留用自由勾配側溝工 L = 67.7 m L型側溝工 L = 122.5 m 街渠柵工 N = 7箇所 集水柵工 N = 1箇所 舗装工(車道部) A = 283.2 m ² 舗装工(歩道部①) A = 157.9 m ² 舗装工(歩道部②) A = 16.9 m ² 縁石工 L = 122.5 m ガードパイプ L = 111.0 m |
| | 2 | 工期 | 平成29年3月17日まで |
| | 3 | 予定価格 (税込み) | 15,098,400円 |
| | 4 | 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務 | 適用 |
| 入札参加資格 | 1 | 本店所在地 | 甲府市内 |
| | 2 | 競争入札参加資格 | 土木一式 B又はC |
| | 3 | 同種工事施工実績 | 道路工事等。ただし、1件の工事請負額が700万円以上の実績に限る。元請として平成13年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。 |

| | | | |
|--------------|---|---------------|--------------------------------------|
| | 4 | 配置予定技術者の資格 | 入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。) |
| 日程 | 1 | 入札説明書等配付開始日 | 平成28年9月21日 |
| | 2 | 入札説明書等配付締切日 | 平成28年10月3日 |
| | 3 | 申請書受付開始日 | 平成28年9月21日 |
| | 4 | 申請書受付締切日 | 平成28年10月3日 午後3時まで |
| | 5 | 入札参加資格確認結果通知日 | 平成28年10月7日 |
| | 6 | 設計図書配付開始日 | 平成28年9月21日 |
| | 7 | 設計図書配付締切日 | 平成28年10月11日 |
| | 8 | 設計図書に関する質問開始日 | 平成28年9月21日 |
| | 9 | 設計図書に関する質問締切日 | 平成28年10月11日 |
| | 10 | 入札及び開札日時 | 平成28年10月19日 午前9時20分 |
| 提出書類 | 1 | 参加申請時 | 入札説明書に記載 |
| | 2 | 入札時 | 入札参加資格確認通知書 工事費内訳書 |
| 入札参加資格に対する説明 | 1 | 質問 | 平成28年10月14日 午後5時まで |
| | 2 | 回答 | 平成28年10月17日 |
| 入札の無効 | 入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札 | | |
| 入札保証金 | 免除 | | |
| 契約保証金 | 契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。 | | |
| 低入札価格調査制度 | 適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成28年7月1日改正）） | | |
| 支払条件 | 前金払 | 請求できる | |

| | | |
|--------|---|-------|
| | 中間前金払 | 請求できる |
| 問い合わせ先 | 甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124 | |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成28年9月21日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

| | | | |
|--------|------------------|-----------------------------|--|
| 入札番号 | (土木) 169号 | | |
| 工事名 | 農道改良工事（農道1441号線） | | |
| 工事場所 | 甲府市東下条町地内 | | |
| 工事概要 | 1 | 工事内容 | 施工延長 L = 48.0 m 施工幅員 W = 5.0 m プレキャスト擁壁工 L = 66.7 m 舗装止擁壁工 L = 20.0 m 現場打床版工 N = 1.0箇所 車両用防護柵工 L = 34.1 m 転落防止柵工 L = 13.1 m 歩車道境界工 21.0 m アスファルト舗装工 A = 225.0 m ² 構造物取壊し工 1式 付帯工 1式 |
| | 2 | 工期 | 平成29年2月28日まで |
| | 3 | 予定価格 (税込み) | 19,990,800円 |
| | 4 | 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務 | 適用 |
| 入札参加資格 | 1 | 本店所在地 | 甲府市内 |
| | 2 | 競争入札参加資格 | 土木一式 B又はC |
| | 3 | 同種工事施工実績 | 道路工事等。ただし、1件の工事請負額が900万円以上の実績に限る。元請として平成13年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。 |
| | 4 | 配置予定技術者の資格 | 入札説明書に記載 |

| | | | (本案件に対し、技術者の工事実績は求めません。) |
|--------------|---|---------------|--------------------------|
| 日程 | 1 | 入札説明書等配付開始日 | 平成28年9月21日 |
| | 2 | 入札説明書等配付締切日 | 平成28年10月3日 |
| | 3 | 申請書受付開始日 | 平成28年9月21日 |
| | 4 | 申請書受付締切日 | 平成28年10月3日 午後3時まで |
| | 5 | 入札参加資格確認結果通知日 | 平成28年10月7日 |
| | 6 | 設計図書配付開始日 | 平成28年9月21日 |
| | 7 | 設計図書配付締切日 | 平成28年10月11日 |
| | 8 | 設計図書に関する質問開始日 | 平成28年9月21日 |
| | 9 | 設計図書に関する質問締切日 | 平成28年10月11日 |
| | 10 | 入札及び開札日時 | 平成28年10月19日 午前9時10分 |
| 提出書類 | 1 | 参加申請時 | 入札説明書に記載 |
| | 2 | 入札時 | 入札参加資格確認通知書 工事費内訳書 |
| 入札参加資格に対する説明 | 1 | 質問 | 平成28年10月14日 午後5時まで |
| | 2 | 回答 | 平成28年10月17日 |
| 入札の無効 | 入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札 | | |
| 入札保証金 | 免除 | | |
| 契約保証金 | 契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。 | | |
| 低入札価格調査制度 | 適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成28年7月1日改正）） | | |
| 支払条件 | 前金払 | | 請求できる |
| | 中間前金払 | | 請求できる |

| | |
|--------|---|
| 問い合わせ先 | 甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124 |
|--------|---|

甲府市告示第432号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年9月21日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|------------------|------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 | 市民発第32163号 |
| | | 充当通知書 | 市民発第32164号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第433号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国税徴収法（昭和34年4月20日法律 第147号）第54条の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年9月23日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|--------|--|
| 1 書類名 | 差押調書謄本 |
| 2 発送日 | 平成28年8月31日 |
| 3 返戻日 | 平成28年9月10日 |
| 4 通知者 | (省略) |
| 5 保管場所 | 甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市 市民部 市民総室 国民健康保険課 |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成28年9月26日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 入札番号 | 第2115号 |
| (2) 物件名 | 非常用備蓄食糧（乾燥米） |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店または本社を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 市税の滞納がない者であること。
- (8) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成28年9月26日（月）～平成28年10月7日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
 - ア 期間 平成28年9月26日（月）～平成28年10月7日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時
 - イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成28年10月25日（火） 午後1時30分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階入札室1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要

- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市リサイクルプラザの管理を指定管理者に行わせるにあたり、甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第2条の規定に基づき公募し、同条例第11条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年9月26日

甲府市長 樋口 雄一

1 指定管理を公募する施設の概要

| 名称 | 所在地 | 詳細 |
|-------------|-------------|----------|
| 甲府市リサイクルプラザ | 甲府市上町601番地2 | 別添募集要項参照 |

2 指定管理者が行う業務

- (1) 甲府市リサイクルプラザ条例（平成9年3月条例第15号）第4条第3号、第4号及び第6号から第8号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 甲府市リサイクルプラザの利用許可に関する業務
- (3) 施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) その他、市長が定める業務

3 指定管理者として指定する期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

4 申請の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間

平成28年10月20日（木）から平成28年10月27日（木）まで

(2) 受付場所

甲府市上町601番地4

甲府市環境センター

甲府市環境部廃棄物対策室減量課

甲府市告示第436号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年9月26日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|------------------|------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書謄本 | 市民発第32049号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第437号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年9月27日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|------------------|------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 | 市民発第32190号 |
| | | 充当通知書 | 市民発第32191号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第438号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年9月27日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1 書類名 | 差押調書謄本 市民発第32207号 |
| 2 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第439号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年9月29日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|------------------|------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 | 市民発第32270号 |
| | | 充当通知書 | 市民発第32271号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第440号

地方公務員法第58条の2第3項の規定に基づき、平成27年度の人事行政の運営状況を、甲府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定により、別紙のとおり公表する。

平成28年9月30日

甲府市長 樋口 雄一

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定により、予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

平成28年9月30日

甲府市長 樋口雄一

1 実施内容

(1) 平成28年10月1日～平成29年2月28日

| 種類 | 対象者 | 場所 |
|----------------|---|----------------------------------|
| 高齢者 インフルエンザ | <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者（障害者手帳1級相当） | 高齢者 インフルエンザ 指定医療機関 (別掲) |

(2) 平成28年4月1日～平成29年3月31日

| 種類 | 対象者 | 場所 |
|---------|---|-------------------------------|
| 高齢者肺炎球菌 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者（障害者手帳1級相当） | 高齢者 肺炎球菌 指定医療機関 (別掲) |

2 予防接種を受けることが適当でない人

- (1) 明らかに発熱のある人
- (2) 重篤な急性疾患に罹っていることが明らかな人
- (3) その日に受ける予防接種によって、又は予防接種に含まれる成分でアナフィラキシーショックを起こしたことがある人
- (4) その他医師が不適当な状態と判断した場合

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定により、予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

平成28年9月30日

甲府市長 樋口雄一

1 実施内容

(1) 平成28年10月1日～平成29年3月31日

| 種類 | 対象者 | 場所 |
|------|-----------------|----------------|
| B型肝炎 | 生後1歳に至るまでの間にある者 | 指定医療機関 (別掲) |

(2) 平成28年4月1日～平成29年3月31日

| 種類 | 対象者 | | 場所 |
|---|-------------------------|--------------------------------|----------------|
| Hib | 初回 | 生後2月から生後60月に至るまでの間にある者 | 指定医療機関 (別掲) |
| | 追加 | | |
| 小児の肺炎球菌 | 初回 | 生後2月から生後60月に至るまでの間にある者 | |
| | 追加 | | |
| 百日せき ジフテリア 破傷風 不活化ポリオ (DPT - IPV) | 第1期初回 | 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 | |
| | 第1期追加 | | |
| 不活化ポリオ | 第1期初回 | 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 | |
| | 第1期追加 | | |
| BCG | 生後1歳に至るまでの間にある者 | | |
| 麻しん風しん混合 (MR) 麻しん単独 風しん単独 | 第1期 | 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 | |
| | 第2期 | 5歳以上7歳未満であって 小学校就学前の1年間にある者 | |
| 水痘 | 生後12月から生後36月に至るまでの間にある者 | | |
| 日本脳炎 | 第1期初回 | 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 | |
| | 第1期追加 | | |
| | 第2期 | 9歳以上13歳未満の者 | |

| | | | |
|----------------------------|---|-----------------------------------|----------------|
| 日本脳炎 | 特例※ ¹ | 平成7年4月2日から平成19年4月1日の間に生まれた20歳未満の者 | 指定医療機関 (別掲) |
| ジフテリア 破傷風 (DT トキソイド) | 第2期 | 11歳以上13歳未満の者 | |
| 子宮頸がん | 12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子 | | |

※1 平成17年5月30日の接種勧奨差し控えにより、全4回の日本脳炎予防接種を完了できなかった者への救済措置。

2 予防接種を受けることが適当でない人

- (1) 明らかに発熱のある人
- (2) 重篤な急性疾患に罹っていることが明らかな人
- (3) その日に受ける予防接種によって、又は予防接種に含まれる成分でアナフィラキシーショックを起こしたことがある人
- (4) その他医師が不適當な状態と判断した場合

甲府市告示第443号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5の規定による指定地域密着型サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11の規定により公示する。

平成28年9月30日

甲府市長 樋口 雄一

| | | |
|---|-----------|------------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1971800857 |
| 2 | 事業所の名称 | リハビリセンター柏塾 |
| 3 | 事業所の所在地 | 笛吹市一宮町田中1321番地1 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 有限会社 柏塾 代表取締役 柏木 正好 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護 |
| 6 | 廃止年月日 | 平成28年9月30日 |

教育委員会

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月21日

甲府市教育委員会

委員長 平賀 数人

甲府市教育委員会規則第8号

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

甲府市教育委員会事務分掌規則（平成8年3月教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表教育総室、学校教育課の項中「教育指導係」の次に「、学校危機管理係」を加える。

別表教育総室、学校教育課の項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 学校内外の危機管理に関すること。

別表教育総室、学事課の項第12号中「伝染病予防等」を「感染症予防等」に改め、同表生涯学習室、生涯学習文化課の項第19号中「啓蒙普及」を「啓発普及」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の甲府市教育委員会事務分掌規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請します。

平成28年9月1日

甲府市教育委員会
委員長 平賀 数人

1 業務名

甲府市立小学校給食調理業務委託（玉諸、山城、舞鶴小学校）

2 業務概要

甲府市教育委員会では、学校給食調理業務のあり方について、平成17年2月に決定した「小学校給食調理業務の運営方針」に基づき、食育基本法の施行や食育基本計画の策定、学校給食法の改正など、その後の様々な状況変化を踏まえる中で、継続的に検討してきた。

そのような状況を踏まえ、食育の観点、学校給食の質や安全性、行政運営の効率性などを総合的に検討した結果、民間委託した場合にも、民間のノウハウや専門性、柔軟性が期待でき、よりよい学校給食が実現できるものと考え、平成22年度から給食調理業務の委託化を年次的に実施している。このことから、玉諸、山城、舞鶴小学校給食調理業務を委託するものである。

この事業の実施にあたっては、民間の豊富な技術・ノウハウを背景に、従来の行政運営手法を超えた新しい、より優れた給食業務運営における提案により、今以上に安全、安心で、児童に喜ばれる給食を提供するため、公募型プロポーザル方式（公募型企画提案方式）により、甲府市立小学校給食調理業務の受託事業者を選考、決定するものとする。

3 履行期間

平成29年4月1日から平成31年3月31日まで

4 参加資格

本企画提案に参加できる者は、参加表明書提出時現在で、以下の全ての条件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 甲府市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）に規定する、暴力団員等でないこと。
- (5) 甲府市指名競争入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。

- (6) 甲府市から指名停止を受けている者でないこと。
 - (7) 租税を完納していること。
 - (8) 学校給食法ほか学校給食関係法令等を熟知し、学校給食の趣旨を十分に理解するとともに文部科学省の「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守した業務が遂行できること。
 - (9) 学校給食調理業務に十分な実績及び能力を有していること。
 - (10) 過去3年以内に、学校給食業務において食品衛生法に基づく営業処分を受けていないこと。
 - (11) 甲府市立朝日、国母、千塚、東、大国小学校及び甲運、大里、池田・新田、北新・千代田小学校の給食調理業務の受託者でないこと。
- 5 参加表明書及び企画提案書の提出期限並びに提出場所
企画提案実施要領参照。
(企画提案実施要領等は甲府市ホームページにて参照可。
ホームページ：<http://www.city.kofu.yamanashi.jp>)
- 6 主催及び事務局
- 主 催 甲府市教育委員会
事務局 教育部教育総室学事課
山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号
電子メール kyogaku@city.kofu.lg.jp 学事課 宛て
F A X 0 5 5 - 2 3 5 - 5 6 4 8
T E L 0 5 5 - 2 2 3 - 7 3 2 2

甲府市教育委員会告示第21号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請します。

平成28年9月1日

甲府市教育委員会
委員長 平賀 数人

1 業務名

甲府市立小学校給食調理・配送業務委託（里垣、相川、石田、伊勢・湯田小学校）

2 業務概要

甲府市教育委員会では、学校給食調理業務のあり方について、平成17年2月に決定した「小学校給食調理業務の運営方針」に基づき、食育基本法の施行や食育基本計画の策定、学校給食法の改正など、その後の様々な状況変化を踏まえる中で、継続的に検討してきた。

そのような状況を踏まえ、食育の観点、学校給食の質や安全性、行政運営の効率性などを総合的に検討した結果、民間委託した場合にも、民間のノウハウや専門性、柔軟性が期待でき、よりよい学校給食が実現できるものと考え、平成22年度から給食調理業務の委託化を年次的に実施している。このことから、里垣、相川、石田、伊勢・湯田小学校給食調理業務を委託するものである。

この事業の実施にあたっては、民間の豊富な技術・ノウハウを背景に、従来の行政運営手法を超えた新しい、より優れた給食業務運営における提案により、今以上に安全、安心で、児童に喜ばれる給食を提供するため、公募型プロポーザル方式（公募型企画提案方式）により、甲府市立小学校給食調理業務の受託事業者を選考、決定するものとする。

3 履行期間

平成29年4月1日から平成31年3月31日まで

4 参加資格

本企画提案に参加できる者は、参加表明書提出時現在で、以下の全ての条件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 甲府市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）に規定する、暴力団員等でないこと。

- (5) 甲府市指名競争入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。
 - (6) 甲府市から指名停止を受けている者でないこと。
 - (7) 租税を完納していること。
 - (8) 学校給食法ほか学校給食関係法令等を熟知し、学校給食の趣旨を十分に理解するとともに文部科学省の「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守した業務が遂行できること。
 - (9) 学校給食調理業務に十分な実績及び能力を有していること。
 - (10) 過去3年以内に、学校給食業務において食品衛生法に基づく営業処分を受けていないこと。
 - (11) 甲府市立朝日、国母、千塚、東、大國小学校及び甲運、大里、池田・新田、北新・千代田小学校の給食調理業務の受託者でないこと。
- 5 参加表明書及び企画提案書の提出期限並びに提出場所
企画提案実施要領参照。
(企画提案実施要領等は甲府市ホームページにて参照可。
ホームページ：<http://www.city.kofu.yamanashi.jp>)
- 6 主催及び事務局
主 催 甲府市教育委員会
事務局 教育部教育総室学事課
山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号
電子メール kyogaku@city.kofu.lg.jp 学事課 宛て
F A X 0 5 5 - 2 3 5 - 5 6 4 8
T E L 0 5 5 - 2 2 3 - 7 3 2 2

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会規程第2号

甲府市公職選挙管理執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年9月23日

甲府市選挙管理委員会

委員長 志村文武

甲府市公職選挙管理執行規程の一部を改正する規程

甲府市公職選挙管理執行規程（平成12年3月選管規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表（実費弁償及び報酬の額）第4項に次の1号を加える。

(4) 専ら要約筆記のために使用する者 1日につき15,000円

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

甲府市選挙管理委員会規程第3号

甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年9月23日

甲府市選挙管理委員会

委員長 志村文武

甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程

甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成6年3月選管規程第1号）の一部を次のように改正する。

第13号様式（その1）の（別紙）その2中「15,300円」を「15,800円」に改め、第13号様式（その3）の（別紙）備考2中「301,875円」を「310,500円」に、「510円48銭」を「525円6銭」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

甲府市選挙管理委員会告示第31号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

平成28年9月2日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

| | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 1/50の数 | 3,173人 |
| 2 | 1/3の数 | 52,872人 |
| 3 | 1/6の数 | 26,436人 |
| 4 | 選挙人名簿登録者数 | 158,616人 |

農業委員会

甲府市農業委員会告示第9号

農業委員会等に関する法律第21条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会9月定例総会を、平成28年9月29日午後2時、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

平成28年9月23日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 平成28年10月告示分農用地利用集積計画について
- 3 平成28年度甲府市農業賞候補者の推薦について

上下水道局

甲府市上下水道局告示第 6 4 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成 2 8 年 9 月 7 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 堀内 正仁

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

| | | | |
|------|---------------------------------------|---------------|--|
| 入札番号 | (土木) 1 1 0 0 5 7 号 | | |
| 工事名 | (更新-11) 配水管布設替工事 | | |
| 工事場所 | 甲府市徳行二丁目・下石田二丁目地内（南西第一団地の南） 外 2 箇所 | | |
| 工事概要 | 1 | 工事内容 | D I P . N S ϕ 1 5 0 1 5 6 . 0 m D I P . K ϕ 1 5 0 1 . 5 m D I P . N S ϕ 1 0 0 1 4 9 . 0 m D I P . K ϕ 1 0 0 3 6 . 0 m R R V P ϕ 1 0 0 5 . 0 m D I P . N S ϕ 7 5 1 7 . 5 m H P P E ϕ 7 5 2 0 1 . 5 m R R V P ϕ 7 5 2 . 0 m 仕切弁. N S ϕ 1 5 0 1 基 仕切弁. N S ϕ 1 0 0 1 基 仕切弁. F ϕ 1 0 0 2 基 仕切弁. N S ϕ 7 5 2 基 消火栓 ϕ 7 5 1 基 泥吐弁. N S ϕ 7 5 1 基 水抜栓 ϕ 2 5 1 基 付帯工 1 式 |
| | 2 | 工期 | 平成 2 9 年 3 月 1 7 日まで |
| | 3 | 予定価格 (税込み) | 3 7 , 2 2 8 , 6 8 0 円 |

| | | | |
|------------|----|-----------------------------|--|
| | 4 | 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務 | 適用 |
| 入札参加資格 | 1 | 本店所在地 | 甲府市内 |
| | 2 | 競争入札参加資格 | 土木一式 A又はB |
| | 3 | 同種工事施工実績 | 配水管布設替工事等。ただし、1件の工事請負額が、1,800万円以上の実績に限る。 元請として平成13年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。 |
| | 4 | 配置予定技術者の資格 | 入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u> |
| 総合評価に関する事項 | 1 | 総合評価方式の種類 | 特別簡易型 I |
| | 2 | 加算点の満点 | 10 |
| | 3 | 評価の基準 | 総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による |
| 日程 | 1 | 入札説明書等配付開始日 | 平成28年9月7日 |
| | 2 | 入札説明書等配付締切日 | 平成28年9月16日 |
| | 3 | 申請書受付開始日 | 平成28年9月7日 |
| | 4 | 申請書受付締切日 | 平成28年9月16日 <u>午後3時まで</u> |
| | 5 | 入札参加資格確認結果通知日 | 平成28年9月26日 |
| | 6 | 設計図書配付開始日 | 平成28年9月7日 |
| | 7 | 設計図書配付締切日 | 平成28年9月27日 |
| | 8 | 設計図書に関する質問開始日 | 平成28年9月7日 |
| | 9 | 設計図書に関する質問締切日 | 平成28年9月27日 |
| | 10 | 入札日時 | 平成28年10月5日 午前9時20分 |
| | 11 | 価格以外の評価点公表日 | 平成28年10月11日 |
| | 12 | 開札日時 | 平成28年10月17日 |

| | | | |
|----------------|---|--------|---|
| | | | 午前 9 時 2 0 分 |
| | 13 | 落札者決定日 | 平成 2 8 年 1 0 月 1 8 日 |
| 提出書類 | 1 | 参加申請時 | 入札説明書に記載 |
| | 2 | 入札時 | 入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事費内訳書 |
| 入札参加資格に対する説明 | 1 | 質問 | 平成 2 8 年 9 月 3 0 日 午後 5 時まで |
| | 2 | 回答 | 平成 2 8 年 1 0 月 3 日 |
| 価格以外の評価に関する照会 | 1 | 質問 | 平成 2 8 年 1 0 月 1 3 日まで |
| | 2 | 回答 | 平成 2 8 年 1 0 月 1 4 日 |
| 価格以外の評価を修正した場合 | | 公表 | 平成 2 8 年 1 0 月 1 4 日 |
| 入札の無効 | 入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札 | | |
| 入札保証金 | 免除 | | |
| 契約保証金 | 契約金額の 1 0 / 1 0 0 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。 | | |
| 低入札価格調査制度 | 適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成 2 8 年 7 月 1 日改正）） | | |
| 支払条件 | 前金払 | 請求できる | |
| | 中間前金払 | 請求できる | |
| 問い合わせ先 | 甲府市総務部契約管財室契約課 〒 4 0 0 - 8 5 8 5 甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号 電話 0 5 5 - 2 3 7 - 5 1 2 4 | | |

甲府市上下水道局告示第65号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止届出があったので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第2号の規定により告示する。

平成28年9月15日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 堀内 正仁

| | |
|-------|-------------|
| 指定番号 | 第315号 |
| 指定業者名 | トーカイ住設 |
| 所在地 | 中央市布施3415-1 |
| 代表者 | 青野 泉 |

甲府市上下水道局告示第66号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の休止届出があったので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第2号の規定により告示する。

平成28年9月16日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 堀内 正仁

| | |
|-------|---------------|
| 指定番号 | 第172号 |
| 指定業者名 | 東京ガス山梨株式会社 |
| 所在地 | 甲府市北口三丁目1番12号 |
| 代表者 | 高嶋 英一 |

甲府市上下水道局告示第67号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成28年9月21日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 堀内 正仁

一般競争入札 公告個別事項

| | | | |
|--------|----------------------------|---------------------------------|---|
| 入札番号 | (土木) 110067号 | | |
| 工事名 | (街路-11) 配水管布設工事 | | |
| 工事場所 | 甲府市上阿原町地内 (国道20号西高橋交差点の南東) | | |
| 工事概要 | 1 | 工事内容 | DIP. NS ϕ 100 306.5m RRVP ϕ 100 4.0m RRVP ϕ 75 2.0m 仕切弁. NS ϕ 100 7基 仕切弁. NS ϕ 75 1基 (泥吐弁) 水抜栓 ϕ 25 5基 空気弁 ϕ 20 1基 |
| | 2 | 工期 | 平成29年3月17日まで |
| | 3 | 予定価格 (税込み) | 18,115,920円 |
| | 4 | 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務 | 適用 |
| 入札参加資格 | 1 | 本店所在地 | 甲府市内 |
| | 2 | 競争入札参加資格 | 土木一式 B又はC |
| | 3 | 同種工事施工実績 | 配水管布設工事等。ただし、1件の 工事請負額が900万円以上の実績 に限る。 元請として平成13年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員として の実績は、出資比率が20%以上 の場合のものに限る。 |
| | 4 | 配置予定技術者の資格 | 入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績) |

| | | | |
|--------------|---|---------------|------------------------|
| | | | は求めません。) |
| 日程 | 1 | 入札説明書等配付開始日 | 平成28年9月21日 |
| | 2 | 入札説明書等配付締切日 | 平成28年10月3日 |
| | 3 | 申請書受付開始日 | 平成28年9月21日 |
| | 4 | 申請書受付締切日 | 平成28年10月3日 午後3時まで |
| | 5 | 入札参加資格確認結果通知日 | 平成28年10月7日 |
| | 6 | 設計図書配付開始日 | 平成28年9月21日 |
| | 7 | 設計図書配付締切日 | 平成28年10月11日 |
| | 8 | 設計図書に関する質問開始日 | 平成28年9月21日 |
| | 9 | 設計図書に関する質問締切日 | 平成28年10月11日 |
| | 10 | 入札及び開札日時 | 平成28年10月19日 午前9時30分 |
| 提出書類 | 1 | 参加申請時 | 入札説明書に記載 |
| | 2 | 入札時 | 入札参加資格確認通知書 工事費内訳書 |
| 入札参加資格に対する説明 | 1 | 質問 | 平成28年10月14日 午後5時まで |
| | 2 | 回答 | 平成28年10月17日 |
| 入札の無効 | 入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札 | | |
| 入札保証金 | 免除 | | |
| 契約保証金 | 契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。 | | |
| 低入札価格調査制度 | 適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成28年7月1日改正）） | | |
| 支払条件 | 前金払 | 請求できる | |
| | 中間前金払 | 請求できる | |

| | |
|--------|---|
| 問い合わせ先 | 甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124 |
|--------|---|

甲府市上下水道局告示第68号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成28年9月21日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 堀内 正仁

一般競争入札 公告個別事項

| | | | |
|--------|-----------------------|---------------------------------|---|
| 入札番号 | (土木) 120002号 | | |
| 工事名 | (更新-101) 配水管布設替工事 | | |
| 工事場所 | 甲府市中畑町・上向山町地内（新滝川橋の北） | | |
| 工事概要 | 1 | 工事内容 | DIP. NS φ100 149.0m HPPE φ100 38.0m 仕切弁. NS φ100 1基 水抜栓 φ25 1基 臨給工（材料局支給） 1式 |
| | 2 | 工期 | 平成29年3月17日まで |
| | 3 | 予定価格 (税込み) | 12,168,360円 |
| | 4 | 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務 | 適用 |
| 入札参加資格 | 1 | 本店所在地 | 甲府市内 |
| | 2 | 競争入札参加資格 | 土木一式 B又はC |
| | 3 | 同種工事施工実績 | 配水管布設替工事等。ただし、1件の工事請負額が600万円以上の実績に限る。 元請として平成13年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。 |
| | 4 | 配置予定技術者の資格 | 入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u> |
| 日程 | 1 | 入札説明書等配付開始日 | 平成28年9月21日 |

| | | | |
|--------------|---|---------------|------------------------|
| | 2 | 入札説明書等配付締切日 | 平成28年10月3日 |
| | 3 | 申請書受付開始日 | 平成28年9月21日 |
| | 4 | 申請書受付締切日 | 平成28年10月3日 午後3時まで |
| | 5 | 入札参加資格確認結果通知日 | 平成28年10月7日 |
| | 6 | 設計図書配付開始日 | 平成28年9月21日 |
| | 7 | 設計図書配付締切日 | 平成28年10月11日 |
| | 8 | 設計図書に関する質問開始日 | 平成28年9月21日 |
| | 9 | 設計図書に関する質問締切日 | 平成28年10月11日 |
| | 10 | 入札及び開札日時 | 平成28年10月19日 午前9時40分 |
| 提出書類 | 1 | 参加申請時 | 入札説明書に記載 |
| | 2 | 入札時 | 入札参加資格確認通知書 工事費内訳書 |
| 入札参加資格に対する説明 | 1 | 質問 | 平成28年10月14日 午後5時まで |
| | 2 | 回答 | 平成28年10月17日 |
| 入札の無効 | 入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札 | | |
| 入札保証金 | 免除 | | |
| 契約保証金 | 契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。 | | |
| 低入札価格調査制度 | 適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成28年7月1日改正）） | | |
| 支払条件 | 前金払 | 請求できる | |
| | 中間前金払 | 請求できる | |
| 問い合わせ先 | 甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124 | | |

甲府市上下水道局告示第69号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成28年9月21日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 堀内 正仁

一般競争入札 公告個別事項

| | | | |
|--------|----------------------|---------------------------------|--|
| 入札番号 | (土木) 130060号 | | |
| 工事名 | マンホールトイレ設置工事 (H28-2) | | |
| 工事場所 | 甲府市上石田三丁目地内 | | |
| 工事概要 | 1 | 工事内容 | 管きょ工 (RRVP φ100mm) L=176.8m 管きょ工 (VU φ150mm) L=2.0m 管きょ工 (PRP φ450mm) L=13.2m 管きょ工 (PRP φ200mm) L=39.1m 仕切弁設置工 (φ150) N=1基 仕切弁設置工 (φ100) N=2基 貯留弁付マンホール (φ900mm) N=1箇所 1号マンホール (φ900mm) N=1箇所 小型マンホール (φ300mm) N=2箇所 点検口 (φ200mm) N=6基 付帯工 N=1式 |
| | 2 | 工期 | 平成29年3月17日まで |
| | 3 | 予定価格 (税込み) | 15,519,600円 |
| | 4 | 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務 | 適用 |
| 入札参加資格 | 1 | 本店所在地 | 甲府市内 |
| | 2 | 競争入札参加資格 | 土木一式 B又はC |

| | | | |
|--------------|---|---------------|---|
| | 3 | 同種工事施工実績 | 下水道管布設工事等。ただし、1件の工事請負額が700万円以上の実績に限る。 元請として平成13年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。 |
| | 4 | 配置予定技術者の資格 | 入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。) |
| 日程 | 1 | 入札説明書等配付開始日 | 平成28年9月21日 |
| | 2 | 入札説明書等配付締切日 | 平成28年10月3日 |
| | 3 | 申請書受付開始日 | 平成28年9月21日 |
| | 4 | 申請書受付締切日 | 平成28年10月3日 午後3時まで |
| | 5 | 入札参加資格確認結果通知日 | 平成28年10月7日 |
| | 6 | 設計図書配付開始日 | 平成28年9月21日 |
| | 7 | 設計図書配付締切日 | 平成28年10月11日 |
| | 8 | 設計図書に関する質問開始日 | 平成28年9月21日 |
| | 9 | 設計図書に関する質問締切日 | 平成28年10月11日 |
| | 10 | 入札及び開札日時 | 平成28年10月19日 午前9時50分 |
| 提出書類 | 1 | 参加申請時 | 入札説明書に記載 |
| | 2 | 入札時 | 入札参加資格確認通知書 工事費内訳書 |
| 入札参加資格に対する説明 | 1 | 質問 | 平成28年10月14日 午後5時まで |
| | 2 | 回答 | 平成28年10月17日 |
| 入札の無効 | 入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札 | | |
| 入札保証金 | 免除 | | |

| | | |
|-----------|--|-------|
| 契約保証金 | <p>契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。</p> | |
| 低入札価格調査制度 | 適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成28年7月1日改正）） | |
| 支払条件 | 前金払 | 請求できる |
| | 中間前金払 | 請求できる |
| 問い合わせ先 | <p>甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124</p> | |

甲府市上下水道局告示第70号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成28年9月21日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 堀内 正仁

一般競争入札 公告個別事項

| | | | |
|--------|-------------------------|-----------------------------|---|
| 入札番号 | (建築) 110068号 | | |
| 工事名 | (原修-5) 平瀬浄水場水質検査室内装改修工事 | | |
| 工事場所 | 甲府市平瀬町437番地3 (平瀬浄水場内) | | |
| 工事概要 | 1 | 工事内容 | 水質検査室内装改修 121㎡ (床、壁、天井、機械設備、電気設備) |
| | 2 | 工期 | 平成29年2月27日まで |
| | 3 | 予定価格 (税込み) | 27,893,160円 |
| | 4 | 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務 | 不適用 |
| 入札参加資格 | 1 | 本店所在地 | 甲府市内 |
| | 2 | 競争入札参加資格 | 建築一式 B又はC |
| | 3 | 同種工事施工実績 | 公共施設等の新築、改築、増築、改修工事。ただし、1件の工事請負額が1,300万円以上の実績に限る。元請として平成13年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。 |
| | 4 | 配置予定技術者の資格 | 入札説明書に記載 (<u>本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。</u>) |
| 日程 | 1 | 入札説明書等配付開始日 | 平成28年9月21日 |
| | 2 | 入札説明書等配付締切日 | 平成28年10月3日 |
| | 3 | 申請書受付開始日 | 平成28年9月21日 |

| | | | |
|--------------|---|---------------|-----------------------|
| | 4 | 申請書受付締切日 | 平成28年10月3日 午後3時まで |
| | 5 | 入札参加資格確認結果通知日 | 平成28年10月7日 |
| | 6 | 設計図書配付開始日 | 平成28年9月21日 |
| | 7 | 設計図書配付締切日 | 平成28年10月11日 |
| | 8 | 設計図書に関する質問開始日 | 平成28年9月21日 |
| | 9 | 設計図書に関する質問締切日 | 平成28年10月11日 |
| | 10 | 入札及び開札日時 | 平成28年10月19日 午前10時 |
| 提出書類 | 1 | 参加申請時 | 入札説明書に記載 |
| | 2 | 入札時 | 入札参加資格確認通知書 工事費内訳書 |
| 入札参加資格に対する説明 | 1 | 質問 | 平成28年10月14日 午後5時まで |
| | 2 | 回答 | 平成28年10月17日 |
| 入札の無効 | 入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札 | | |
| 入札保証金 | 免除 | | |
| 契約保証金 | 契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。 | | |
| 低入札価格調査制度 | 適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成28年7月1日改正）） | | |
| 支払条件 | 前金払 | 請求できる | |
| | 中間前金払 | 請求できる | |
| 問い合わせ先 | 甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124 | | |

甲府市上下水道局告示第71号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成28年9月21日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 堀内 正仁

一般競争入札 公告個別事項

| | | | |
|--------|------------------------|-----------------------------|--|
| 入札番号 | (機械) 130058号 | | |
| 工事名 | 下水中継ポンプ場改築工事 (公共H27-2) | | |
| 工事場所 | 甲府市善光寺三丁目地内外 | | |
| 工事概要 | 1 | 工事内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・水中汚水ポンプ (φ80 0.75kW) 1台 ・水中汚水ポンプ (φ65 1.5kW) 1台 ・水中汚水ポンプ (φ80 1.5kW) 5台 ・自動通報装置 (FOMA回線) 5台 ・既設盤機能増設 1式 |
| | 2 | 工期 | 平成29年3月17日まで |
| | 3 | 予定価格 (税込み) | 13,554,000円 |
| | 4 | 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務 | 不適用 |
| 入札参加資格 | 1 | 本店所在地 | 指定なし |
| | 2 | 競争入札参加資格 | 機械 直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値 (P) 600点以上 |
| | 3 | 同種工事施工実績 | 公共施設等の機械設備工事。 元請として平成13年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。 |
| | 4 | 配置予定技術者の資格 | 入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u> |

| | | | |
|--------------|---|---------------|-------------------------|
| 日程 | 1 | 入札説明書等配付開始日 | 平成28年9月21日 |
| | 2 | 入札説明書等配付締切日 | 平成28年10月3日 |
| | 3 | 申請書受付開始日 | 平成28年9月21日 |
| | 4 | 申請書受付締切日 | 平成28年10月3日 午後3時まで |
| | 5 | 入札参加資格確認結果通知日 | 平成28年10月7日 |
| | 6 | 設計図書配付開始日 | 平成28年9月21日 |
| | 7 | 設計図書配付締切日 | 平成28年10月11日 |
| | 8 | 設計図書に関する質問開始日 | 平成28年9月21日 |
| | 9 | 設計図書に関する質問締切日 | 平成28年10月11日 |
| | 10 | 入札及び開札日時 | 平成28年10月19日 午前10時30分 |
| 提出書類 | 1 | 参加申請時 | 入札説明書に記載 |
| | 2 | 入札時 | 入札参加資格確認通知書 工事費内訳書 |
| 入札参加資格に対する説明 | 1 | 質問 | 平成28年10月14日 午後5時まで |
| | 2 | 回答 | 平成28年10月17日 |
| 入札の無効 | 入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札 | | |
| 入札保証金 | 免除 | | |
| 契約保証金 | 契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。 | | |
| 低入札価格調査制度 | 適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成28年7月1日改正）） | | |
| 支払条件 | 前金払 | 請求できる | |
| | 中間前金払 | 請求できる | |

| | |
|--------|---|
| 問い合わせ先 | 甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124 |
|--------|---|

甲府市上下水道局告示第72号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成28年9月21日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 堀内 正仁

一般競争入札 公告個別事項

| | | | |
|--------|---------------------------------|-----------------------------|---|
| 入札番号 | (機械) 130059号 | | |
| 工事名 | 甲府市浄化センター最終沈殿池(2-2)コレクター減速機取替工事 | | |
| 工事場所 | 甲府市大津町1645番地(甲府市浄化センター内) | | |
| 工事概要 | 1 | 工事内容 | ・電動機直結型トルクリミッター付サイクロ減速機 3台 ・駆動チェーン 1式 ・駆動スプロケット 1式 ・テークアップ装置 1式 |
| | 2 | 工期 | 平成29年3月17日まで |
| | 3 | 予定価格(税込み) | 14,482,800円 |
| | 4 | 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務 | 不適用 |
| 入札参加資格 | 1 | 本店所在地 | 指定なし |
| | 2 | 競争入札参加資格 | 機械 直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値(P)600点以上 |
| | 3 | 同種工事施工実績 | 公共施設等の機械設備工事。 元請として平成13年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。 |
| | 4 | 配置予定技術者の資格 | 入札説明書に記載 (<u>本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。</u>) |

| | | | |
|--------------|---|---------------|-------------------------|
| 日程 | 1 | 入札説明書等配付開始日 | 平成28年9月21日 |
| | 2 | 入札説明書等配付締切日 | 平成28年10月3日 |
| | 3 | 申請書受付開始日 | 平成28年9月21日 |
| | 4 | 申請書受付締切日 | 平成28年10月3日 午後3時まで |
| | 5 | 入札参加資格確認結果通知日 | 平成28年10月7日 |
| | 6 | 設計図書配付開始日 | 平成28年9月21日 |
| | 7 | 設計図書配付締切日 | 平成28年10月11日 |
| | 8 | 設計図書に関する質問開始日 | 平成28年9月21日 |
| | 9 | 設計図書に関する質問締切日 | 平成28年10月11日 |
| | 10 | 入札及び開札日時 | 平成28年10月19日 午前10時20分 |
| 提出書類 | 1 | 参加申請時 | 入札説明書に記載 |
| | 2 | 入札時 | 入札参加資格確認通知書 工事費内訳書 |
| 入札参加資格に対する説明 | 1 | 質問 | 平成28年10月14日 午後5時まで |
| | 2 | 回答 | 平成28年10月17日 |
| 入札の無効 | 入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札 | | |
| 入札保証金 | 免除 | | |
| 契約保証金 | 契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。 | | |
| 低入札価格調査制度 | 適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成28年7月1日改正）） | | |
| 支払条件 | 前金払 | 請求できる | |
| | 中間前金払 | 請求できる | |

| | |
|--------|---|
| 問い合わせ先 | 甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124 |
|--------|---|

甲府市上下水道局告示第73号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成28年9月21日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 堀内 正仁

一般競争入札 公告個別事項

| | | | |
|------|---------------------------|---------------------------------|--|
| 入札番号 | (舗装) 110063号 | | |
| 工事名 | (路-12) 路面復旧工事 | | |
| 工事場所 | 甲府市太田町地内 (市立湯田小学校の西) 外2箇所 | | |
| 工事概要 | 1 | 工事内容 | 表層工 (再生密粒度ASC : t = 5 cm) A = 1, 266.0 m ² 表層工 (ポーラスASC : t = 5 cm) A = 601.0 m ² 表層工 (開粒度ASC・カラー : t = 5 cm) A = 28.0 m ² 表層工 (開立度ASC・カラー : t = 3 cm) A = 29.0 m ² 基層工 (再生粗粒度ASC : t = 5 cm) A = 645.0 m ² 上層路盤工 (再生瀝青安定処理 : t = 10 cm) A = 657.0 m ² 上層路盤工 (粒調碎石M-40 : t = 20 cm) A = 512.0 m ² 上層路盤工 (再生碎石RC-40 : t = 15 cm) A = 28.0 m ² 上層路盤工 (再生碎石RC-40 : t = 10 cm) A = 29.0 m ² 区画線工 1式 付帯工 1式 |
| | 2 | 工期 | 平成29年3月17日まで |
| | 3 | 予定価格 (税込み) | 23,608,800円 |
| | 4 | 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務 | 適用 |

| | | | |
|--------------|---|---------------|--|
| 入札参加資格 | 1 | 本店所在地 | 甲府市内 |
| | 2 | 競争入札参加資格 | 舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値（P）650点以上 |
| | 3 | 同種工事施工実績 | 舗装工事等。 元請として平成13年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。 |
| | 4 | 配置予定技術者の資格 | 入札説明書に記載 <u>（本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。）</u> |
| 日程 | 1 | 入札説明書等配付開始日 | 平成28年9月21日 |
| | 2 | 入札説明書等配付締切日 | 平成28年10月3日 |
| | 3 | 申請書受付開始日 | 平成28年9月21日 |
| | 4 | 申請書受付締切日 | 平成28年10月3日 <u>午後3時まで</u> |
| | 5 | 入札参加資格確認結果通知日 | 平成28年10月7日 |
| | 6 | 設計図書配付開始日 | 平成28年9月21日 |
| | 7 | 設計図書配付締切日 | 平成28年10月11日 |
| | 8 | 設計図書に関する質問開始日 | 平成28年9月21日 |
| | 9 | 設計図書に関する質問締切日 | 平成28年10月11日 |
| | 10 | 入札及び開札日時 | 平成28年10月19日 午前10時10分 |
| 提出書類 | 1 | 参加申請時 | 入札説明書に記載 |
| | 2 | 入札時 | 入札参加資格確認通知書 工事費内訳書 |
| 入札参加資格に対する説明 | 1 | 質問 | 平成28年10月14日 午後5時まで |
| | 2 | 回答 | 平成28年10月17日 |
| 入札の無効 | 入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札 | | |

| | | |
|-----------|--|-------|
| 入札保証金 | 免除 | |
| 契約保証金 | <p>契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。</p> | |
| 低入札価格調査制度 | 適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成28年7月1日改正）） | |
| 支払条件 | 前金払 | 請求できる |
| | 中間前金払 | 請求できる |
| 問い合わせ先 | <p>甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124</p> | |

任免辞令

(市長事務部局)

伊 藤 由 美

技術職員に採用する
看護師を命ずる
市立甲府病院看護部技師を命ずる

金 丸 美 紀

技術職員に採用する
看護師を命ずる
市立甲府病院看護部技師を命ずる

以 上

発 令 日 平成 2 8 年 9 月 1 日